

Zenken通信 (vol. 54)

▽ 今回のお届け情報

Title: 山口市「調査基準価格等を引上げ」

Outline

添付資料P1~4

○山口市は、市経済の浮揚に向け効果を発揮できるよう、またダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのしわ寄せや安全対策の不徹底を未然に防止することを目的として、低入札価格調査制度の調査基準価格及び判断基準価格を引き上げることとした。（8月3日以降の入札公告分から適用）

○このほか、予定価格の事後公表の試行や現場代理人の常駐義務の緩和も実施する。

【見直し内容】

1. 調査基準価格の引上げ

(1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

(2) 算定式

- ・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
- ・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
- ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \underline{\times 0.80}$
- ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

2. 失格判断基準額の引上げ

調査基準価格の $\blacktriangle 3\% \Rightarrow \blacktriangle 2\%$

3. 予定価格の事後公表の試行

今年度は、予定価格1,500万円以上の工事から10件程度を選定し試行予定

4. 現場代理人の常駐義務の緩和

兼務の対象は2件までとし、以下に該当する工事が対象

- ① 各々の工事金額が500万円未満であること
- ② 工事場所が近接（概ね10km以内）していること

担 当 : 事業企画課 林

山口市

現場代理人の常駐義務緩和

予定価格
事後公表 本年度に10件程度試行

山口市は、工事の低入札価格調査制度における調査基準価格を、現行の「予定価格の3分の2～10分の8・5の範囲」から「10分の7～10分の9」に引き上げるとともに、予定価格の事後公表を本年度10件程度試行する。また、工事現場ごとに常駐を義務付けている現場代理人について、常駐義務の例外を認める規定を設け、他工事との兼任を一部認める試行も行う。いずれも8月3日以降に公告または指名通知するものから実施する。

低価格
調査 基準価格引き上げ

低入札価格調査制度の改正は、市場経済の浮揚に向け効果が発揮できるよう、またダンピング受注による公正な取引秩序の阻害・下請業者へのしわ寄せ・安全対策の不徹底を未然に防止することが目的。

今回、低入札調査基準価格の算出基準を土木等一般工事で、「直接工事改正する。

予定価格の事後公表試行は、08年1月から実施している予定価格の事前公表が▽適正な競争が行われにくくなる▽建設業者の見積もり努力を損な

本年度は、予定価格の事後条件付き一般競争入札、指名競争入札で、予定価格が1500万円以上のものでおおむね10件程度選定して試行することとしている。

また、工事現場ごとに常駐を義務付けている現場代理人について、市が常駐義務を緩和しても特に支障がないと認める場合に限り、他工事との兼任を一部認める例外を設け、当分の間、試行する。

兼務の対象となる工事は2件までとし、対象となるそれぞれの工事の契約金額が500万円未満、対象工事の位置がおおむね10m以内と近接していることが条件。工事の担当課長が工事の内容、現場の条件から兼務が困難と判断した場合や、申請を行った日からさかのぼって1年の間に、指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けた者、工事成績評定点が60点未満であった場合は対象としない。

山口市 やまぐち Yamaguchi city

[トップページ](#) > [組織](#) > [契約監理課](#) > [建設工事関係](#) > 山口市入札制度の一部改正及び試行について(平成21年8月3日から)

山口市入札制度等の一部改正及び試行について

山口市では、入札・契約の透明性・公平性・競争性の一層の向上を図り、適正な履行の確保と事務の効率化を図るため、条件付一般競争入札の拡大をはじめとする様々な入札・契約制度の改正に努めてまいりましたが、平成21年8月3日から次の3点について改正及び試行を実施します。

1. [低入札価格調査制度の改正について](#)
2. [予定価格の事後公表の試行について](#)
3. [山口市が発注する建設工事の現場代理人等の兼務に関する基準について](#)

詳細については、下記をご覧ください。

1 低入札価格調査制度の改正について

昨今の厳しい財政事情の下、公共工事を巡る状況が一層厳しくなるなか、市経済の浮揚に向け効果を発揮できるよう、またダンピング受注による公正な取引秩序の阻害・下請業者へのしわ寄せ・安全対策の不徹底を未然に防止すること等を目的として、低入札価格調査制度の改正を実施します。

実施時期

平成21年8月3日(月)以降に、公告又は指名通知を行った入札から

見直しの内容

土木工事について現行の「低入札調査基準価格」の調査基準価格の算出基準等を下記のとおり改正します。

※建築工事及び機械設備・電気設備・解体工事についても改正を行います。

詳細については、山口市低入札価格調査実施要領によりご確認ください。

(1) 調査基準価格の算出基準

改正後	改正前
ア「直接工事費の95%」	ア「直接工事費の95%」
イ「共通仮設費の90%」	イ「共通仮設費の90%」
ウ「現場管理費の80%」	ウ「現場管理費の60%」
エ「一般管理費の30%」	エ「一般管理費の30%」
調査基準価格はアからエの合計額	調査基準価格はアからエの合計額

(2) 判断基準価格の率

改正後	改正前
調査基準価格のマイナス2%	調査基準価格のマイナス3%

(3) 調査基準価格の範囲内

改正後	改正前
調査基準価格は予定価格の 10分の7～10分の9の 範囲内とする	調査基準価格は予定価格の 3分の2～10分の8.5の 範囲内とする

(4)関係要綱・要領等

- ・山口市低入札価格調査実施要領
- ・山口市低入札価格調査実施要領の新旧対照表
- ・様式

2 予定価格の事後公表の試行について

山口市では透明性、公平性及び競争性の確保に資することから、入札・契約制度改革の一環として、建設工事の入札で入札前に予定価格を公表する「予定価格の事前公表」を平成15年1月6日から実施しています。

予定価格の事前公表は、事前公表をされた価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること及び建設業者の見積努力を損なわせること等の懸念が指摘されていることから、現在行っている「予定価格の事前公表」が入札制度の公平な執行に資するものであるかどうかを検証するため、次のとおり予定価格の事後公表を試行します。

なお、事後公表を試行する以外の建設工事等は、引き続き入札前に予定価格を事前公表します。

試行開始時期

平成21年8月3日(月)以降に、公告又は指名通知を行った入札から実施

試行の概要

(1)対象工事

事後公表の対象とする工事は、予定価格の事後条件付一般競争入札及び指名競争入札で予定価格が1,500万円以上のものから工事発注課が選定し、試行することとします。

なお、本年度については、全ての発注予定工事のうち概ね10件程度を予定しています。

(2)試行に当たって

1. 条件一般競争入札については、試行対象案件であることを、入札公告に明記します。
2. 入札手続については、予定価格の公表時期が事後であること及び会場入札(入札回数は3回まで)となること以外は、事前公表案件と同じです。
3. 試行期間は、平成21年8月3日から平成22年3月31日までとします。
4. 予定価格については、落札決定後、「山口市ホームページ」において公表します。

(3)関係要綱

- ・山口市発注の建設工事の競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱

3 山口市が発注する建設工事の現場代理人等の兼務に関する基準について

山口市では現場代理人について、工事現場ごとに常駐を義務付けていますが、常駐義務の例外を認める規定(山口市建設工事標準請負契約約款第10条第3項ただし書等)を設け、市が常駐義務を緩和しても特に支障がないと認める場合に限り、現場代理人の他工事との兼任を一部認め、当分の間、試行することとしました。

試行開始時期

平成21年8月3日(月)から実施 ※従前の工事についても該当することとします。

試行の概要

(1)対象工事

兼務の対象となる工事は2件までとし、以下に該当する工事とします。

1. 対象となるそれぞれの工事の契約金額が500万円未満であること。ただし、諸経費調整をした工事で請負金額の合計が500万円未満の場合は1件として取り扱います。
2. 対象工事の位置関係は近接工事(工事間が概ね10キロメートル以内)であること。
※近接工事は、直線距離とします。

(2)対象としない場合

1. 工事の担当課長が工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断したとき。
2. 次条の申請を行った日から遡って1年の間に、山口市入札参加者資格に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた業者が工事を施工するとき。
3. 申請する日から前1年の間に工事竣工検査において、工事成績評定通知書の評定点が60点未満であった場合。

(3)手続き

1. 入札等参加者は、現場代理人を兼任させようとするときは、速やかに現場代理人及び主任技術者の工事の兼務について(様式第1号)により工事発注課へ提出してください。
2. 工事発注課は、入札等参加者から申請書が提出された場合は、配置予定現場代理人の兼任の可否について、兼任する双方の工事担当課に確認し、入札日の前日までに回答します。
3. 入札等参加者は、申請書の回答を確認し、当該工事を落札したときは、現場代理人及び主任技術者等選任届並びに関係書類を工事発注課に提出してください。

(4)現場代理人の選任の取消し

1. 現場代理人を兼任することにより、事故の発生等現場体制に不備が生じたときは、工事発注課は、約款第12条第1項に基づく措置請求を行うものとし、請負者が必要な措置がとられない場合は、直ちに現場代理人の兼任を取消します。
2. 請負者は、現場代理人の兼任を取消されたときは、新たに現場代理人を配置しなければなりません。

(5)関係要綱

- ・山口市が発注する建設工事の現場代理人等の兼務に関する基準
- ・約款(単年度用)

お問い合わせ先

➤ 総務部 契約監理課 管理担当 電話 (083)934-2710

更新日時:2009年7月22日14時0分

[ページ冒頭に戻る](#)

[山口市のホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#) |

山口市役所 〒753-8650 山口市亀山町2-1 TEL083-922-4111

このホームページに対する皆様のご意見ご感想をお聞かせください。koho@city.yamaguchi.lg.jp

Copyright (C)Yamaguchi City. All Rights Reserved.